



Building a better working world

試験研究費の税額控除 自社利用ソフトウェア・業務改善の費用を対象に追加

EY 税理士法人

令和3年度の税制改正により、自社利用ソフトウェア・業務改善の費用が試験研究費の税額控除の対象に追加されました。SaaS型サービスの台頭により自社利用ソフトウェアの普及が拡大していること(ドローン、AIを活用した自動点検サービスなど)や、AIなどを活用した自社の業務改善(インフラ企業によるAIによるプラントの自動運転など)に取り組む企業も増加していることから、試験研究費の税額控除の活用拡大が見込まれます。

本制度の適用にあたっては、アドバイス経験豊富なEYの担当者までお気軽にお問い合わせください。

自社利用ソフトウェアの改正の概要

研究開発税制の対象に、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの製作に要した試験研究費を追加する。

(税制改正大綱)試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産の取得価額に含まれるものを加える。

(注1) 上記の「非試験研究用資産」とは、棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないものをいう。

(注2) 上記に伴い、売上原価並びに取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産の償却費、譲渡損及び除却損を研究開発税制の対象となる試験研究費から除外するとともに、取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産について研究開発税制と特別償却等に関する制度との選択適用とする。

ソフトウェア製作費の会計・税務処理(イメージ)

※例えば、自社のサーバーにあるソフトウェアをクラウドを通じて顧客に提供する場合などが該当する。

ソフトウェアの制作目的	自社利用目的※			市場販売目的 製品マスターの制作費		
	認められない	不明	認められる	研究開発の終了時点	研究開発終了後	
会計処理	費用	費用	資産	費用	製品マスターの制作原価	機能の改良・強化を行う制作活動のための費用
税務処理	費用	費用 資産	資産	費用	資産	資産 著しい改良は研究開発費

法人税基本通達 7-3-15の3(抄) ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用

7-3-15の3 次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。

(2) 研究開発の額(自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかなものに限る。)

出典：自民党税制調査会資料を基に作成

1

R&D専門チームによる対応

- ▶ 2013年に部門を超えて、R&Dプロジェクトチームを立ち上げ、R&Dのサポートについては当該チームのメンバーが担当
- ▶ 当法人内での他社事例を含めた情報収集を実施
- ▶ 定期的にミーティングを開催し、ビジネス・研究開発への理解、最近のサービス提供事例などを共有し、品質向上に努める
- ▶ 社外向けセミナーの実施、専門書・月刊誌への掲載

2

豊富なサービス提供実績

- ▶ 研究開発税制のポリシー策定業務、税務調査対応なども多数サポート
- ▶ オープンイノベーション税制に関するコンサルティング及び監査業務は、年間10件以上サポート
- ▶ これまでに、製菓業、各種製造業、小売業（飲料、化粧品など）、総合商社、金融・保険業、海運業、不動産業など幅広い業種に対してサポートを実施

3

確立された高品質のサービス体制

- ▶ 2017年から2019年まで経済産業省において研究開発税制を担当する課に当法人の社員が出向。現在においても経済産業省とは定期的に意見交換を実施
- ▶ オープンイノベーション税制については、確立されたベストプラクティスをご提供
- ▶ TTTチームが税務×テクノロジーの両面アプローチによる効果的な業務改善ソリューションを提供
- ▶ JBS (Japan Business Services) を含めたEYのグローバルネットワークによるシームレスなサポート体制

サポートメニュー

EYでは、お客さまのご要望に応じ、下記のサービスを提供しています。今回の改正により税額控除の対象範囲が拡大することから、対象範囲の明確化および疎明資料整備のために、現状分析・ポリシー作成などをお勧めします。

フェーズ	項目	メニュー例
現状分析	実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 研究施設の視察・研究開発活動の内容・従事状況に関するヒアリング ▶ ステージゲート区分、会計及び税務上の試験研究費の整合性に関する確認
	集計方法の検証	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 研究開発費の計上基準及び把握方法の関連文書の確認 ▶ 管理職や他の業務と兼任する者の人件費のレビュー ▶ 税務調整項目のレビュー
具体的改善	ポリシー作成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 判定フローチャートの作成 ▶ 税額控除の対象とした試験研究費が妥当であることの説明資料
	研究開発規程の作成・レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 研究開発規程のレビュー（具体的な記載項目など） ▶ 税務上の観点からのアドバイス
	試験研究費の集計フロー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務申告・税務調査に備えた集計フローのレビュー

Contact

本サービスに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡下さい。

EY税理士法人

- ▶ 矢嶋 学 / パートナー
manabu.yajima@jp.ey.com
- ▶ 笠井 晃太郎 / アソシエートパートナー
kotaro.kasai@jp.ey.com
- ▶ 猪野 竜司 / アソシエートパートナー
ryuji.ino@jp.ey.com
- ▶ 加藤 城啓 / ディレクター
kunihiro.kato@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyを

ご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2023 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.
ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関して記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

ey.com/ja_jp